

2021年5月16日

## 日本学術会議推薦者の任命拒否に関する声明

日本病院・地域精神医学会  
理事会

今般、日本学術会議の推薦者 105 名のうち 6 名の任命が内閣総理大臣によって拒否された。

日本学術会議法 第 7 条は、「会員は、第 17 条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」としている。

この「推薦に基づいて、任命する」という法文からしても、また学術会議法全体の趣旨からしても、今回の任命拒否にはなんら正当性はなく、違法であると考えられる。

また任命権者の菅内閣総理大臣は、任命拒否の理由を問われても明らかにしていない。述べられないような理由によって任命拒否を行うのであればそれは失当である。平和憲法の理念に基づく憲法上保障された学問の自由があつて初めて科学は科学足りえることは論を待たない。

自由民主党は、昨年 12 月に「日本学術会議の改革に向けた提言」を發出している。この中では「政治や政府を通じた『政策のための科学』(Science for policy)」の機能、「政策のためのアカデミア」としての機能ということが強調されている。

しかしながら、日本学術会議法第 2 条によれば

「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」とされており、上記提言にあるような「政策のための科学」はすべてではない。

時の政権の政策に都合の悪いと思われるような科学的知見を排除したり、都合のいいように法律を改変することはあってはならない。「政策のための科学」が時の政権にとっての都合のよいような政策に奉仕するための「科学」となってはならない。

以上のような観点から、我々は任命拒否の根拠と理由を明らかにしそれを議論に供することを求める。それができないのであれば誤りを認めたくて、同委員を任命するように強く求める。